

災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について（案）

1. 概 要

本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する危険性や困難性を鑑み、特殊勤務手当を創設する。

2. 内容

(1) 名称

災害応急対応等派遣手当

(2) 対象職員

対象業務に従事した職員

※ただし、災害発生地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員は除く

(3) 対象業務

本市以外の災害発生地域（国内に限る。）に派遣されて行う災害応急対応又は災害復旧対応に係る業務

(4) 支給額

日額 1,000 円

※ただし、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する警戒区域その他これに類する区域において対象業務に従事した場合は、日額 2,000 円

3. 実施時期

令和6年1月1日（遡及適用）